

# ひとり親家庭のための 学習支援ボランティア事業

社会福祉法人 福岡県母子寡婦福祉連合会  
( 福岡県委託事業 )



## 1 「ひとり親家庭の学習支援ボランティア事業」とは

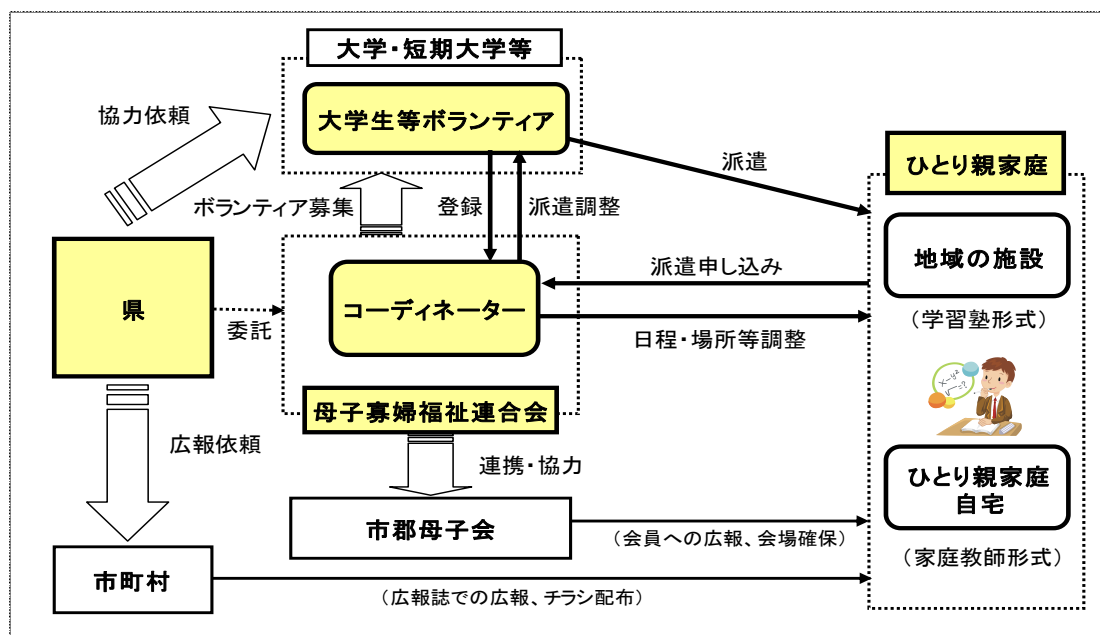
福岡県内のひとり親家庭は約85,000世帯(平成23年度「福岡県母子世帯等実態調査」)で、その数は年々増加しています。ひとり親家庭は就業や収入の面でも厳しい状況におかれ、様々な困難に直面している家庭が多く、多方面からの支援が必要になっています。

「ひとり親家庭の学習支援ボランティア事業」は、ひとり親家庭の子ども達に対する支援として、実施する事業です。

経済的に苦しく塾にいけなかったり、両親の離婚等で精神的に不安定になって学習に取り組めなかったり、様々な事情を抱える子ども達に、ボランティアのみなさんが学習支援をすることで、学力の向上や子ども達が学習や進学に対する意欲を持つことを目的としています。

この事業は、たくさんのボランティアの方々の協力がなければ成り立ちません。皆様のご応募をお待ちしています。

## 【学習支援ボランティア事業の仕組み】



## 2 活動内容

### 学習支援の方法

- 地域の施設等で複数の児童に対して学習支援を行う学習塾形式と派遣希望者の自宅で行う家庭教師形式があります。
- 基本的に子ども達が学校で使用する教材や自宅で使用している学習材を使って学習支援を行います。授業のわからないところを教えたり、学校の宿題についての質問に対応したりすることが主になります。

#### 対象児童

主に小学生・中学生です。

#### 派遣場所

ボランティアが対応できる地域を登録します。派遣希望者とのマッチングのうえ、ボランティアの皆さんが対応できる地域内での派遣場所を決定します。  
(福岡市、北九州市、久留米市を除く地域)

#### 派遣日等

ボランティアが対応できる曜日、時間等を登録します。派遣希望者とのマッチングのうえ、ボランティアの皆さんが対応できる派遣曜日や時間等を決めます。1回の派遣時間は2時間程度です。

#### 交通費等

派遣1回につき、交通費相当として1回1,000円支給します。

#### 保 険

ボランティア保険に加入します。経費は県が負担します。

### 3 ボランティア申込みから活動までの流れ

#### ボランティア登録申込み

下記に直接ご連絡いただくか、ホームページく①入力送信②登録用紙(学習支援ボランティア申込書)を印刷し、手書きで記入したものを送付)から申し込み、対応できる曜日、時間帯、地域等を登録します。

#### 【申込先】

社会福祉法人福岡県母子寡婦福祉連合会コーディネーター

TEL:092-584-3922

FAX:092-584-3923

メールアドレス: [gakushuu-co@siren.ocn.ne.jp](mailto:gakushuu-co@siren.ocn.ne.jp)



#### マッチング

登録内容をもとにコーディネーターが支援希望家庭との調整を行い、派遣を決定します。(決定後、ボランティアには「学習支援ボランティア活動依頼書」(様式第5号)を送付します。)

#### ボランティア 保険加入

手続きは事務局で行います。

#### 事前打ち合せ

対象児童の様子や学習する教科、方法等、詳細をコーディネーターや母子会役員さんと打ち合わせします。



#### 学習塾方式

#### 学習支援開始

いよいよ支援開始です。  
会場にはコーディネーター、各地区母子会の役員さんが立ち会います。

#### 家庭教師方式

#### 顔合わせ

コーディネーターや地区の母子会役員さんと一緒に家庭訪問。子どもとの顔合わせを行います。

#### 学習支援開始

いよいよ支援開始です。  
必要に応じて各地区母子会の役員さんが立ち会います。

#### 報告書提出

支援活動終了後に報告書(様式第7号)を提出します。

#### 活動報告会(研修会)

活動に参加したボランティアの皆さんの報告会や研修会を行う予定です。

## 4 活動開始に当たって注意点

- 子ども達ひとりひとりの声に耳を傾け、学びたいという意欲を大切にしましょう。小さなことでも賞賛や激励の言葉をかけてください。
- 次の事項はボランティア実施中(一部は終了しても)しっかり守ってください。

<b>守秘義務</b>	子どもの家庭状況等、個人情報等を詮索してはいけません。また、知り得た個人情報も外部には漏らさないでください。
<b>体罰禁止</b>	体罰は絶対禁止です。高圧的な言動もしないでください。
<b>服装</b>	華美な服装やだらしない服装は避けてください。
<b>言葉使い</b>	子どもに接するときは「先生」として正しい言葉遣いや態度で接してください。
<b>個人的な交際禁止</b>	メールアドレスや電話番号の交換や子どもの写真を撮る等は禁止です。
<b>時間厳守</b>	約束の時間は必ず守りましょう。やむを得ずおくれる場合は連絡してください。
<b>報告・連絡・相談</b>	疑問点や困ったことは必ずコーディネーターへ連絡、相談してください。

## 5 ボランティア保険について

- 連合会が、ボランティア個人を被保険者としてボランティア保険に加入します。ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に本人自身がケガ若しくは死亡した場合の傷害事故や、他人にケガをさせてしまった、又は他人の物を壊してしまった場合の賠償事故などの事故を幅広く補償する保険制度です。  
(補償例) 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。

## 6 活動を通して

今後、ボランティアの皆さんの活動報告会等も実施する予定です。皆さんの声をお聞かせいただき、ボランティアを希望する方の開拓や新たなひとり親への支援事業につなげていきたいと考えています。

